

令和4年度 物流対策総合支援事業（物量強化実証）業務委託に係る 企画提案仕様書

1 事業名 令和4年度 物流対策総合支援事業（物量強化実証）

2 期間 契約締結の日から令和5年（2023年）1月31日

3 事業目的

沖縄は島しょ県であり、域外との物流において輸送コストが生じることから、ベースカーゴの創出や貨物の集約等が課題となっている。

本事業においては沖縄県内の建設機械工業製品等のリユース機材を有効資源として活用した輸出ビジネスを確立することにより、新たな物流モデルの構築及び海上輸出量の増加を図り、中古資源等の輸出拠点化を推進するための実証事業を実施する。

具体的には、本県から建設機械工業製品等のリユース機材の輸出可能性が高い国へ輸出し、物流、通関、貿易手続き等の現状や料金、県内での調達状況、海外バイヤーの反応を明らかにし、課題の抽出などを行なう。

※リユース機材には、中古建設機械に加え、中古車、中古車等部品及びその他の工業製品を含む。

4 事業内容

沖縄から本格的な建設機械工業製品等のリユース機材の展開可能性が高い国へ輸出し、物流、通関、貿易手続き等の現状や料金、県内での調達状況、海外バイヤーの反応を明らかにし、課題を抽出するための実証事業を実施すること。

また、今後の沖縄経済へ波及させるため将来の物流人材の育成・強化、産業化に繋がる内容を企画提案すること。

(1) 実証事業に関する事業計画の提案と実施

i) プロジェクト内容を明確にすること

- ・仕向国や輸出品等と個数（もしくは量）
- ・海上運搬ルート（経由地）
- ・事業スケジュール（事業開始前までに仕向地バイヤーなどと商談に向けた交渉を行っているのか）
- ・建設機械工業製品等のリユース機材は主に沖縄で調達しているか
- ・今後の事業展開をどう考えているか（輸出ビジネスに関する中期事業計画等）
- ・事業実施による業界全体や沖縄全体への影響等など（経済効果など）
- ・沖縄の産業振興へ寄与する将来の物流人材の育成・強化や産業化等に繋がる内容についての企画提案となっているか

ii) プロジェクトの実施体制を明確にすること

- ・単独、もしくは共同企業体等でプロジェクトを実施するのか
- ・共同企業体等の場合、どのような役割分担か（各社の役割を具体的に）

(2) 事業実施に係る各種費用情報の提供

上記(1)の事業内容を効率的かつ効果的に行なえる費用を積算し、その詳細を沖縄県等へ提供すること。

- ### (3) 業務の完了に際し、下記の内容について報告書を作成し、沖縄県に提出すること。 （事業実施による課題抽出、輸出量拡大に向けた今後の展開などをとりまとめること）
- ◎簡易製本による実績報告書 5部、その電子記録（テキスト情報化したPDF形式）

データ)

- i) 県内での調達環境に関すること（県内におけるベースカーゴ構築の可能性）
 - ・県内での調達環境に関する現状と課題
 - ii) 物流に関すること（輸出ビジネスに対応できるインフラ環境が整っているか 等）
 - ・輸出に向けた荷役（バンニング・デバンニング等、倉庫保管、船積）の現状と課題
 - ・輸出通関等は、誰が（荷主 or 購入者）、いつ、どこで、どこまで手配するのか
 - ・仕向先（輸出先）での輸入通関、販売先までの運送は、誰が、どのように行なうのか
 - iii) 商流に関すること（今後のビジネスの発展性や継続性などの視点から）
 - ・現地バイヤーとの売買に向けた各種交渉について継続性が見込めるか
 - ・上記取組が沖縄県の定める事業終了日を満たすものとなっているか（適切なスケジュールだったか）
 - ・輸出手続きに関する各種書類が過不足なく開示できるか（インボイス、パッキングリスト、B/L、船舶ブッキング等）
 - iv) 今後の展望について
 - ・上記 i～iii を踏まえて、沖縄の産業振興へ寄与する将来の物流人材の育成や産業化（自走化等）に繋がる内容について整理すること
 - v) その他（沖縄県が必要とするもの）
- (4) その他
必要に応じ、本事業の目的を達成するために有効な取組を実施すること。

5 主な要件

- (1) 対象業種：建設機械工業製品等のリユース機材の輸出ビジネスを実施中、検討中の事業者、及び関連する業種や団体等
 - ※リユース機材には、中古建設機械に加え、中古車、中古車等部品及びその他の工業製品等を含む
- (2) 仕向国：東南アジア、オセアニア、太平洋諸国、アフリカ諸国、その他の有望な国や地域等
 - ※新規ビジネスとして、今後の継続性が見込める仕向地であること
 - ※事業開始までに、仕向地バイヤーと売買に向けた交渉などを行っていることが望ましい
- (3) 支援対象となる条件：
 - ・沖縄の建設機械工業製品等のリユース機材の輸出ビジネスモデル構築に寄与すること。
 - ・新規性のあるビジネスであり、今後の継続性が見込める取組であること。
 - ・輸出貨物が主に「県内から調達したもの」であること。
 - ・仕向地が継続な輸出を見込める国・地域であること。
 - ・海上輸送ルートは、沖縄発海外向けであること。
 - ※コンテナ船、その他の輸送船でも可とする。
 - ※輸出計画に無理のないルートであること。また、沖縄からの輸出ビジネスに寄与する提案であること。
 - ・沖縄県および実証事業事務局に対して、調達から輸出までに係る各種手続運搬、関税等のコスト等に関する情報開示ができること
 - ・必要に応じて沖縄県もしくは事務局が行なうモニタリング調査、および実証結果を公表、報告会発表等へ協力できること
 - ・期限内に事業終了を見込む提案であること

6 支援内容

- ・県内での集荷費用／横持ち費用(調達先等から保管場所等)
 - ・ヤード保管費用(実施事業期間中：輸出までの間)
 - ・ヤード間での横持ち費用(輸出品) ※必要に応じて
 - ・コンテナ等の横持ち費用 ※必要に応じて
 - ・バンニング費用等
 - ・輸出通関に関する費用
 - ・各種輸出に関する書類(代行)作成費用もしくは各種手数料
 - ・海上運賃(那覇港コンテナヤード→仕向地港コンテナヤード)(経由地での積み替え費用も含む)
 - ・物流人材の育成等に係る費用(海外現地での商談を含む情報収集、現地との技術交流や技術移転などに関連する費用等も含む、現地までの移動費、アテンド・通訳費等も含む)
 - ・その他(沖縄県が必要と認めた費用)
- ※ただし、県内での建設機械工業製品等のリユース機材の調達費、修理費用、仕向地で発生する関税等に関する費用は対象外。

7 業務実施に関する事項

- (1) 受託者は、進捗状況等について、委託者ならびに物量強化コンサルティング事業事務局(以下、事務局と略す)へ定期的に報告を行うものとする。また、必要に応じ、適宜打合せを行うものとする。
- (2) 事業完了時に、実際に要しなかった経費があるときは、相当の委託料を減額する。

8 予算に関する要件

本委託業務に係る予算上限は14,520千円以内(10%消費税込)とし、この範囲内で効率的かつ効果的な業務を企画提案すること。ただし、複数提案が採択された場合は、採択後に個別提案について金額調整を行なうこともある。なお、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なることがある。

9 一括再委託の禁止等

- (1) 契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務(以下「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。
 - 契約の主たる部分
 - ・契約金額の50%を超える業務
 - ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- (2) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

 - 再委託により履行することのできる業務の範囲
 - コンサルティングに必要な基礎資料調査等、その他県が認めた業務
- (3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」

を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理、複写・印刷・製本、原稿・データ入力及び集計、通訳・翻訳等

10 企画提案書の体裁及び提案の審査について

- (1) 原則としてA4版、左綴りとする。(ただしグラフ、表等は必要に応じてA3版にして織り込むなど、理解しやすいように適宜工夫してもよい)
- (2) プレゼンテーションを行う場合は評価委員が容易に理解できるよう工夫し、簡潔に説明すること。
- (3) プレゼンテーション実施の可否、時間枠については、改めて通知するものとする。

11 事業の成果品及び著作権

本事業に関する成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。なお、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任、費用をもって処理を行い、肖像については、正当に肖像権者の許諾を得た上で、かつ、その許諾が執行又は解除される事態が発生しないように権利許諾処理を行うこと。また、沖縄県の許可を受けないで、他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。

業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

12 その他留意事項

- (1) 受託者は、事業の実施に当たり、委託者である沖縄県ならびに事務局と適宜協議を進めていくものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとする。